

所要の整備を行うため、次のとおり川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び同施行規則を改正しました。

新旧対照表

改正後(令和 7 年 4 月 1 日施行時点)	改正前(令和 7 年 4 月 1 日施行時点)
○川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 平成21年12月24日条例第52号	○川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 平成21年12月24日条例第52号
第 2 章 地球温暖化対策等に関する施策等 第 1 節 地球温暖化対策等推進基本計画等 (地球温暖化対策等推進基本計画) 第 7 条 市長は・・・(略)・・・ 3 市長は、法第21条第 <u>9</u> 項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策については、地球温暖化対策等推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。 4 市長は、・・・(略)・・・	第 2 章 地球温暖化対策等に関する施策等 第 1 節 地球温暖化対策等推進基本計画等 (地球温暖化対策等推進基本計画) 第 7 条 市長は・・・(略)・・・ 3 市長は、法第21条第 <u>8</u> 項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策については、地球温暖化対策等推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。 4 市長は、・・・(略)・・・
改正後(令和 7 年 4 月 1 日施行時点)	改正前(令和 7 年 4 月 1 日施行時点)
○川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 平成21年12月24日規則第90号	○川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 平成21年12月24日規則第90号
(条例第25条第 1 項の規則で定める場合) 第24条 条例第25条第 1 項の規則で定める場合は、当該特定建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第 <u>20</u> 条第 2 号に該当する建築物又は市長が特別の事情があると認める建築物である場合とする。	(条例第25条第 1 項の規則で定める場合) 第24条 条例第25条第 1 項の規則で定める場合は、当該特定建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第 <u>18</u> 条第 2 号に該当する建築物又は市長が特別の事情があると認める建築物である場合とする。
(中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置基準) 第32条 条例第26条第 1 項・・・(略)・・・ (1) 建築物省エネ法第 <u>20</u> 条第 1 号又は第 2 号に該当する建築物	(中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置基準) 第32条 条例第26条第 1 項・・・(略)・・・ (1) 建築物省エネ法第 <u>18</u> 条第 1 号又は第 2 号に該当する建築物
(建築士による説明を要する建築物) 第38条 条例第27条第 1 項の規則で定める建築物は、床面積の合計が10平方メートルを超える建築物(特定建築物及び建築物省エネ法第 <u>20</u> 条第 2 号に該	(建築士による説明を要する建築物) 第38条 条例第27条第 1 項の規則で定める建築物は、床面積の合計が10平方メートルを超える建築物(特定建築物及び建築物省エネ法第 <u>18</u> 条第 2 号に該

改正後(令和 7 年 4 月 1 日施行時点)	改正前(令和 7 年 4 月 1 日施行時点)
当する建築物を除く。) とする。	当する建築物を除く。) とする。
(適用除外) 第42条 条例第30条の規則で定める建築物は、建築物省エネ法第 <u>20</u> 条第 3 号に該当する建築物とする。	(適用除外) 第42条 条例第30条の規則で定める建築物は、建築物省エネ法第 <u>18</u> 条第 3 号に該当する建築物とする。